

穴水町浄化槽等災害復旧事業補助金交付要綱

令和 6 年 3 月 2 9 日

告示第 2 3 号

改正 令和 6 年 8 月 3 0 日告示第 4 7 号

(目的)

第 1 条 この補助金は、予算の範囲内において交付するものとし、自然災害によって被害を受けた浄化槽等の復旧事業を行う者に対して、復旧事業に要する経費を補助することにより、被害を受けた浄化槽等の速やかな復旧に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、洪水、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象により生ずる災害をいう。
- (2) 浄化槽等 浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 2 条第 1 号に規定する浄化槽及び排水設備並びに建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 29 条に規定するくみ取便所をいう。
- (3) 災害復旧事業 災害によって必要を生じた事業で、災害により被害を受けた施設を原形に復旧する（原形に復旧することが不可能な場合において当該施設を従前の効用に復旧するための施設を設置することを含む。）ことを目的とするものをいう。なお、災害によって必要を生じた事業で、災害により被害を受けた施設を原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合において、これに代わるべき必要な施設を設置することを目的とするものは、災害復旧事業とみなす。
- (4) 管理者 浄化槽等を所有し、管理している者をいう。

(補助対象事業)

第 3 条 補助金の交付対象となる事業は、別表第 1 に定める地域において、災害により被害を受けた浄化槽等であって、国（環境省）の循環型社会形成推進交付金の交付対象となる事業及び町が交付対象とする事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものについては、補助金を交付しない。

- (1) 管理者が浄化槽等の保全に当然に必要な措置又は維持管理を怠っていたことが明らかであるもの
- (2) 建物内にある宅内配管の工事
- (3) 既存の工事が疎漏であることが明らかであるもの

(4) この補助金以外に補助又は補償を受けているもの

(補助対象者)

第 4 条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のとおりとする。

- (1) 被災前に納期限を迎えた町税等を滞納していない者とする。
- (2) その他補助を行うことが適当でないと町長が認めるものでないこと。

(補助対象経費)

第 5 条 補助金の交付対象となる経費は、被災した浄化槽等の災害復旧事業に要する経費とする。

(補助金の額)

第 6 条 補助金の額は、別表第 2 に定める補助金上限額の範囲内で、環境大臣に協議をして承認を得た額とする。このとき、補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、穴水町浄化槽等災害復旧事業補助金交付申請書(様式第 1 号)に必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- 2 補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、速やかに穴水町浄化槽等災害復旧事業補助金変更交付申請書(様式第 3 号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第 8 条 町長は、前条第 1 項の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、穴水町浄化槽等災害復旧事業補助金交付決定通知書(様式第 4 号)により、申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、前条第 2 項の申請があった場合は、その内容を審査し、前項の交付決定を変更すべきものと認めたときは、変更交付決定を行い、穴水町浄化槽等災害復旧事業補助金変更交付決定通知書(様式第 5 号)により、申請者に通知するものとする。

(災害復旧事業の中止又は廃止の申請)

第 9 条 申請者は、補助金の交付決定後の事情の変更により災害復旧事業を中止又は廃止する場合には、速やかに穴水町浄化槽等災害復旧事業補助金中止(廃止)申請書(様式第 6 号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の中止又は廃止決定)

第 10 条 町長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、特段の理由がない場合を除き、中止（廃止）に係る決定を行い、穴水町浄化槽等災害復旧事業補助金中止（廃止）決定通知書(様式第 7 号)により、申請者に通知するものとする。

(精算交付申請)

第 11 条 申請者は、災害復旧事業の完了後に補助金の交付を受けようとするときは、穴水町浄化槽等災害復旧事業補助金精算交付申請書(様式第 8 号)に必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、申請前に実施した災害復旧事業については、内容が適正であると認められる場合に限り、補助金の交付決定を行うものとする。

(補助金の代理受領)

第 12 条 申請者は、補助金の代理受領を利用しようとするときは、第 7 条又は前条に規定する交付申請書の提出に際して、代理受領届出書（様式第 9 号）を町長に提出しなければならない。

(事業実績報告)

第 13 条 申請者は、災害復旧事業が完了したときは、災害復旧事業の完了の日から 1 か月以内又は、当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに穴水町浄化槽等災害復旧事業補助金事業実績報告書(様式第 10 号) に必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金交付額の確定通知)

第 14 条 町長は、災害復旧事業が適正に完了したと認めるときは、補助金の額を決定し、第 11 条の精算交付申請については穴水町浄化槽等災害復旧事業補助金交付決定及び交付額確定通知書(様式第 11 号)により、第 13 条の事業実績報告については穴水町浄化槽等災害復旧事業補助金交付額確定通知書(様式第 12 号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第 15 条 前条の確定通知を受けた申請者は、速やかに穴水町浄化槽等災害復旧事業補助金請求書(様式第 13 号)を町長に提出しなければならない。ただし、町長が必要であると認める場合には、第 13 条の事業実績報告の前に概算払をすることができる。

2 申請者は、前項に規定する概算払を受けようとするときは、穴水町浄化槽等災害復旧事業補助金概算払請求書(様式第 14 号)を町長に提出しなければならない。

(指示等)

第 16 条 町長は、申請者に対し災害復旧事業の実施に必要な指示又は職員をして事業に関する書類帳簿等の検査を行うことができる。

(補助金の返還等)

第 17 条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は、交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金の交付要件に違反したとき。
- (3) 詐欺その他不正の行為があったとき。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、町長が別に定める。

附則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則(令和 6 年 8 月 3 0 日告示第 4 7 号)

この要綱は、令和 6 年 9 月 2 日から施行する。

別表第 1(第 4 条関係)

穴水町全域。ただし、次に定める地域を除く。

- (1) 公共下水道整備計画に係る地域。
- (2) 集落排水事業等により集合処理する予定処理区域。

別表第 2(第 6 条関係)

	1 人槽区分	2 補助金上限額
災害被害を受けた浄化槽等 (合併処理浄化槽、単独処理 浄化槽、くみ 取便所)	すべての人槽 に対して	上限なし